

令和4年度第12回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月22日(水) 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場 2階 第2、3会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員3名) 計12名

会 長	1 番	渡 邊 賢
職 務 代 理	2 番	鈴 木 幸 雄
委 員	3 番	鈴 木 孝 男
委 員	4 番	伊 藤 英 樹
委 員	5 番	郷 家 百合子
委 員	6 番	小 林 寅 雄
委 員	7 番	桂 嶋 賢 一
委 員	8 番	小 幡 康 子
委 員	9 番	阿 部 富 雄
推 進 委 員	10 番	庄 司 安 伸
推 進 委 員	11 番	板 橋 秀 之
推 進 委 員	14 番	赤 間 良 一

農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 活 博

事務局 島 津 恵 子

佐 藤 嘉 恭

※12番 鈴木 政 夫、13番 鈴木 ハマ子は欠席

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第3 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程第5 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について

日程第6 報告第22号 農業委員会が定める別段の面積の廃止について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。

会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名です。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。6番 小林 寅雄 委員、7番 桂嶋 賢
一 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
決定について」を議題とします。
それでは、事務局から2ページ番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 2ページ番号1の内容ですが、
本件の申請地は、春日字金生54番 地目 田 面積251㎡ 自作 農地区分
2種で、位置図は3ページに記載の箇所となっています。
転用事由は進入路で、権利内容は売買の所有権移転となっております。
申請地の近隣北西の方向に譲受人の事業所があり、現在は事業所の北側にある
利府街道から車両進入しているところですが、通路が狭く大型車両の出入りに支
障をきたしていることから、本申請地のほか、隣接している雑種地等を含めて購
入し、進入路として整備する計画となっております。
審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響
をあたえないので、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号1は現地が春日地区になりますので、14番 赤間良一 委員から補足説
明願います。

2ページ番号1

14番 赤間 良一 委員 現況は雑種地で、U字溝も入っており、利府
街道からの進入より安全であることから、問
題は無し。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行いま
す。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り
許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に、日程第3「議案第21号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、番号9につきましては、8番 小幡康子 委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、後ほど退席していただきますのでご了承願います。

それでは、事務局から、はじめに4ページ番号1から18ページ番号8までの内容の説明をお願いします。

事務局 番号1と2は借り人が同一人ですのでまとめて説明いたします。

4ページ番号1について、

申請地は、加瀬字東後山43番3 面積3,139㎡、位置図は5ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃は現金・年15,000円、年末持参払いとなっております。

6ページ番号2について、

申請地は、加瀬字東後山44番1 面積1,862㎡、位置図は7ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、無償での使用となっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準を満たしております。

なお、借人については、今回新規就農される方ではありますが、現在農協に勤めており、農業に関する知識等は有していらっしゃいます。また、作業日数については、勤務日以外の週末を農業作業にあて、平日も出勤前に1時間程度作業するなどして100日以上作業時間を想定されているとのこと。

8ページ番号3について、

申請地は、菅谷字新産野原74番外4筆 面積合計3,743㎡、位置図は9ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、無償での使用となっております。

番号4と番号5は借り人が同一人ですのでまとめて説明いたします。

10ページ番号4について、

申請地は、春日字二ツ石21番7 面積2,448㎡、位置図は11ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、借賃は現金・年79,000円、年末指定口座支払いとなっております。

ります。

12 ページ番号5について、

申請地は、加瀬字後山16番 面積3,491㎡、位置図は13ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、借賃は現金・年81,000円、年末指定口座支払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準を満たしております。

なお、借り人は、現在、本町の地域おこし協力隊として活動している隊員であり、約4年間、町内の梨農家に学び、本年2月の認定新規就農者の認定を受けております。

また、本申請地については現在も協力隊の圃場として使用している場所であり、慣れた土地での梨栽培を引き続き行っていくこととなっております。

新規就農にあたっての生活費や農機具類の確保などについては、国の新規就農者育成総合事業などの支援を十分に活用しながら経営に取り組んでいくこととなります。

14 ページ番号6について、

申請地は、菅谷字新山路14番1外2筆 面積合計3,464㎡、位置図は15ページ、に記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃は玄米120kg、年末持参払いとなっております。

本申請地は、現在の利用権設定では農事組合法人の方との契約をされておりましたが、法人側において契約更新しないこととなり、近隣を耕作されている借り人との契約に繋がった案件となります。

16 ページ番号7について、

申請地は、菅谷字笠菅沢23番1外11筆 面積合計6,272㎡、位置図は17ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の更新設定で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、玄米10アールあたり30kg、年末持参払いとなっております。

18 ページ番号8について、

申請地は、菅谷字下樋の口45番1外1筆 面積合計4,985㎡、位置図は19ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の更新設定で、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、借賃は現金・年43,000円、毎年11月末までに指定口座振込払

いとなっております

番号6から番号8までいずれも、審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

議長

次に、現地確認等の結果について、

番号1、2、5は現地在野中地区になりますので、6番 小林寅雄 委員から、番号3、6は現地在菅谷地区になりますので、私から、(渡邊会長)

番号4については現地在春日地区になりますので、14番 赤間良一 委員から、番号7、8は現地在菅谷地区になりますので、8番 小幡康子 委員から補足説明願います。

4ページ番号1、6ページ番号2、12ページ番号5

6番 小林 寅雄 委員 番号1、2について、梨畑をきちんと作っている、特に問題は無い。
番号5について、地域おこし協力隊が引き続き作付けすることになり、特に問題は無い。

8ページ番号3、14ページ番号6

1番 渡邊 賢 会長 番号3について、借り人の規模縮小、現地も適切に管理されており、特に問題は無い。
番号6について、適正に管理されていることから、特に問題は無い。

10ページ番号4

14番 赤間 良一 委員 農機具を取得する予定で、認定新規就農者であることから、特に問題は無い。

16ページ番号7、18ページ番号8

8番 小幡 康子 委員 番号7について、利用権の更新で農機具を揃えており、きちんと作付けしていることから問題無い。
番号8について、利用権の更新でしっかり作付けしていることから問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、20ページ番号9について、本件につきましては、8番 小幡康子 委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、ここで退席していただきますのでご了承願います。では、8番 小幡康子 委員 は退席願います。

《8番 小幡康子 委員 退席》

事務局から20ページ番号9について、内容の説明をお願いします。

事務局 20ページ番号9について、
申請地は、沢乙字高島下118番1外4筆 面積合計5,951㎡、位置図は21ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の更新設定で、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、借賃は玄米年180kg、年末持参払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号9の現地が沢乙地区になりますので、2番 鈴木幸雄 職務代理者から補足説明願います。

20ページ番号9

2番 鈴木 幸雄 職務代理者 適切に田んぼを管理されており、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

審議が終了しましたので、8番 小幡康子 委員の入室を許可します。

《8番 小幡康子 委員 入室》

議長 次に日程第4「議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

事務局から22ページから26ページまでの内容の説明をお願いします。

事務局 22ページから26ページの内容についてですが、

現在は努力義務となっている、農地等農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本年4月1日施行の改正農業委員会法により、必須事項となり、すべての農業委員会で指針の作成が求められております。

本町においては、現在は指針を作成しておりませんでしたので、この度、指針を制定することとなったものです。

指針については、記載する事項についての参考例が国から発出されましたので、参考例をベースに、現在の町の状況と目標とすべき事項を記載したものとなります。

目標等に関しては、町で令和4年4月に町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の内容及び目標値と整合が取れるようにしております。

はじめに、22ページお開きください。

第1の基本的な考え方の組立てとしては、

平成28年4月の法改正により農業委員会における農地利用の最適化の推進が必須事務として位置づけられていること、本町の農業の状況に関する現状、特に特産品である利府梨の担い手不足であること、それらを含む町の農業全体の今後の在り方について、今般の法改正による、町が定める地域計画に基づく農地利用調整に取り組む必要があることなどについて、記載しています。

22ページの下から9行目のなお書きの部分になりますが、県の農業経営基盤の許可の促進に関する基本方針と、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえて、農業委員会の最適化の推進に関する指針を作成することになっており、長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものとなっています。

策定したこの指針は、農業委員等の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。

なお、町の基本構想は、令和12年度が目標年度となっていることから、最適化の指針についても町の目標年度に合わせました。

また、余談ではありますが、町の基本構想は、今年の4月に施行される改正農業経営基盤強化促進法による一部改正を予定しております。

改正にあたり、農業委員会へ意見を求められる予定となっておりますので、そちらに関しては来月、4月の総会の際の議題となる予定です。

なお、現在の町の基本構想については、昨年の3月総会においてお示ししていますが、参照として本日机上配布しておりますので、後ほど内容をご確認願います。

また、22ページの下から4行目の、また書きのところで、毎年の農業委員会の活動目標も設定が求められております。毎年設定はしているものの、これまでは総会に報告等はしていなかったようです。

今後は、総会にも諮り委員の皆さんと共有して活動にあたっていきたいと考えております。

次に23ページお開きください。

第2の1(1)遊休農地の解消目標については毎年行っている農地パトロールも含めた農地利用状況調査の調査結果をもとにした数値となっております。

(2)の具体的な推進方法については、法に定められている利用状況調査と、調査結果を踏まえた農地利用意向調査をおこなっていくことと、委員の皆さんによる日常的な農地パトロールによる違反転用の発生防止や早期発見、農地の適正な利用につなげることができるように努めることなどを記載しております。

次に、24ページお開きください。

第2の2(1)担い手への農地利用集積目標、認定農業者数の目標等については、令和12年度末の目標値はこちらにも記載のとおり町の基本構想にある目標値としております。

(2)の具体的な推進方法については、町が定めなければいけない地域計画について、農業委員会は農地集積の目標地図の素案を作成するという役割があることから、町と連携して作成に取り組むことについて記載しています。

なお、地域計画の策定に関する農業委員会の関わり等については、先日開催された名取市での研修会でも説明があり、資料にも記載されておりますので各自再度ご確認ください。

25ページお開きください。

3(1)の新規参入の促進目標については、令和5年3月の現状として、個人1人は先ほど利用権設定の議案においても審議いただきました、協力隊の近江さんをカウントしております。その後の目標は目標年度までの累計としており、令和13年3月の目標として2名、累計3名としております。

これは現在も募集中ですが、新たな地域おこし協力隊員が卒業後に就農することを想定したものとしております。また、新規参入法人の現状としては、令和3年度、4年度に設立された農業法人2団体について計上しております。

令和13年3月の目標面積としては現在の2法人が少しずつ取得面積を各段することを想定しております。

3(2)の具体的な推進方法については、25ページから26ページにかけて記載のとおりですが、特に、農業委員に求められていることが、②の新規就農の促進として、定期的な新規就農相談会の開催や相談者に対する支援、フォローアップについてです。

現在、本町では町や農業委員会主催の新規就農相談会は実施しておらず、個別に相談があった場合に地域の農業委員さんたちにも入っていただき対応しているところですが、定期的に開催するような目標を求められていることから、一文いれております。

こちらについては令和5年度の農業委員会の目標設定の際に改めて総会にてお諮りしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

() 議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議長 次に日程第5「報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

28ページ番号1から34ページ番号4までについては、11番 板橋 秀之委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、ここで退席していただきますのでご了承願います。

() では、11番 板橋秀之 委員 は退席願います。

《11番 板橋秀之 委員 退席》

事務局から28ページ番号1から34ページ番号4までについて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1から番号4までの譲り受け人が同一人のため、まとめて説明いたします。
28ページ番号1について、

届出地は、利府字新神明前47番1 地目 田 面積 641 m² 自作 農地区分3種、位置図は29ページに記載の箇所となり、権利内容は49年11ヶ月の賃借権設定となっております。

次に30ページ番号2について

届出地は森郷字新椎の木前51番外3筆 地目 田 面積合計 2,340 m²

自作 農地区分3種、位置図は31ページに記載の箇所となり、権利内容は49年11ヶ月の賃借権設定となっております。

次に32ページ番号3について

届出地は、利府字新神明前25番外3筆 地目 田 面積合計 2,699 m² 自作 農地区分3種、位置図は33ページに記載の箇所となり、権利内容は49年11ヶ月の賃借権設定となっております。

次に34ページ番号4について

届出地は、利府字城前4番外2筆 地目 田 面積合計 1,592 m² 自作 農地区分3種、位置図は35ページに記載の箇所となり、権利内容は49年11ヶ月の賃借権設定となっております。

いずれも、土地区画整理事業地内におけるホテル建築であります。

36ページをお開きください。

ホテルの平面図を添付しておりますのでご覧ください。

被害防除については、本件は土地区画整理事業による整備をしている場所であり、農業用排水からの取水、排水はなく、敷地内は舗装施工により整地するため土砂流出はありません。

また、審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が具備しておりますので、受理しております。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、番号1から番号4までの現地は利府・館地区になりますが、11番 板橋秀之 委員が退席しておりますので、2番 鈴木幸雄 職務代理者から補足説明願います。

28ページ番号1～34ページ番号4

2番 鈴木 幸雄 職務代理者 ホテル建築のため、賃借権が設定されるものであり、特に問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

審議が終了しましたので、11番 板橋秀之 委員の入室を許可します。

《11番 板橋秀之 委員 入室》

議 長 次に、事務局から38ページ番号5について、内容の説明をお願いします。

事務局 次に38ページ番号5について

届出地は、神谷沢字金沢4番1 地目 畑 面積合計 955 m² 自作 農地区分3種、位置図は39ページに記載の箇所となり、権利内容は5年間の賃借権設定となっております。

転用目的は残土置場であります。以前にも近隣で同一人による届出が複数ありましたが、今回についても近隣地で実施している宅地造成工事で排出された残土置場として活用するため、今回1件の届出があったものであります。

被害防除については、農業用排水から取水や排水はなく、雨水は自然浸透を基本としており、近隣への影響はないものと考えております。

また、審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が具備しておりますので、受理しております。

以上で、説明を終わります。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、番号5の現地が神谷沢地区になりますので、10番 庄司 安伸 委員から補足説明願います。

38ページ番号5

10番 庄司 安伸 委員

現況は雑種地になっており、金沢地区の造成工事に伴う残土置場であることから、特に問題は無い。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議長 ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議長 次に、日程第6「報告第22号 農業委員会が定める別段の面積の廃止について」を議題とします。

事務局から40ページについて、内容の説明をお願いします。

事務局 40ページをお開きください。

1 現行概要と、2 改正概要についてですが、これまで、農地法第3条により農地の権利を取得する際に、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的、安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後の耕作面積が下限面積（都府県：50アール）以上にならないと許可できないことが農地法で定められておりました。

ただし、農業委員会が市町村の区域内の全部又は一部について別段の面積を定めて公示したときはその面積を下限面積として設定できることとなっており、本町においては、表にあるとおり、都府県の下限面積50アールのところ、利府町農業委員会告示により、下限面積を40アールと定めておりました。

ですので、新規就農等で農地を取得等しようとするときは、最低40アール確保しなければいけませんでした。が、農業者の減少、高齢化が加速する中、多様な人材の確保や育成を後押しする施策として、本年4月1日施行される農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、農地の権利取得時に求めていた下限面積要件が撤廃されるものであり、農業委員会告示の効力が失われます。

次の3 下限面積要件の廃止に係る留意点についてですが、本来、法施行により、自然に農業委員会告示の効力が失われるのですが、令和4年12月に農林水産省経営局から発出された通知により、現在、別段面積の公示をしている農業委員会については、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、当該告示を廃止するための手続きを行うことが適当であると示されました。

そのため、本町においては、次の4 農業委員会の対応、のとおり、本日の総会において報告をし、その上で3月23日付けにより下限面積の別段面積の廃止の告示を行い、ホームページで周知するとともに、4月1日から下限面積の別段面積を廃止という手順を取りたいと考えております。

なお、下限面積以外の、農地の権利取得に必要な要件である、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和等については、引き続き継続となりますので、委員の皆様におかれましては、農地取得の相談等があった場合には留意いただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 (1)履行確認について、担当委員を割り当てます。

2ページ番号1については 14番 赤間良一 委員に、27ページ番号1から33ページ番号4については、2番 鈴木幸雄 職務代理者に、37ページ番号5については、10番 庄司安伸 委員に履行確認をお願いします。

議 長 次に、41ページから45ページまでの、転用事業の履行確認の状況についてですが、初めに、事務局から補足説明があります。

では、事務局からお願いします。

事務局 前回の会議にて委員から確認のありました、履行確認の状況についてですが、完了報告が提出されていないなどの理由や、事業自体が延期などで古い年の案件が残っている状況です。現在確認中ですので整理ができましたら確認表に反映させる、担当委員さんに報告するなどしていきたいと思います。
事務局からは以上です。

議長 事務局から補足説明ありましたので、ここからは、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

小林 寅雄	委員	1063番	完了報告
		1071番	完了報告
板橋 秀之	委員	1055番	完了報告
		1068番	初期確認報告
庄司 安伸	委員	1098番	初期確認報告
小幡 康子	委員	1050番	完了報告

議長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議長 次に（２）次回の総会について、事務局から説明をお願いします。

局長 次回の総会の日程につきましては、令和５年４月２５日（火）午後２時から役場２階の第２、第３会議室で開催となりますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、次回は令和５年４月２５日（火）午後２時から役場２階の第２、第３会議室で開催いたしますので、御参集願います。

議長 他に委員の皆さんから意見などございませんか。
事務局からはありますか。

議長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局長 ありがとうございます。

局長 以上をもちまして、第１２回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和5年 4 月 25 日

6 番委員

小林 寅雄



7 番委員

桂嶋 賢一



○

○